

高所作業車運転技能講習受講のご案内

福井労働局長登録教習機関 登録番号: 第51号

登録有効期間満了日: 令和11年3月30日

建設業労働災害防止協会福井県支部

〒910-0853 福井市城東4丁目12-21(福井地区建設会内)

TEL 0776-24-1197 FAX 0776-21-8094

【Web】 <http://www.kensaibou-291.jp>

1、就業することができる業務内容		作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務		
2、講習日時及び会場	学科	令和 8年 5月28日 (木) 9:00~12:10 5月29日 (金) 9:00~16:15	福井地区建設業会館 福井市城東4-12-21	
	実技	第1組 6月 4日 8:30~16:30 第2組 6月 5日 8:30~16:30 申込者数により4日だけの場合があります	福井県林業総合センター 合島町土場 福井市福井市合島町3-1	
3、受講対象者		免除科目AまたはBに該当する者(免除科目欄参照)に限ります。		
4、講習科目	区分	講習内容	講習時間	
			免除(A)	免除(B)
	学科	① 原動機に関する知識	—	—
		② 作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	5時間	5時間
		③ 運転に必要な一般的事項に関する知識(力学)	2時間	—
④ 関係法令		1時間	1時間	
実技	作業のための装置の操作	6時間	6時間	
5、受講料等 (消費税 10%対象)	免除A 合計 39,545円(内消費税3,595円) 免除B 合計 38,335円(内消費税3,485円)	受講料 37,400円(内消費税3,400円) 受講料 36,190円(内消費税3,290円)	テキスト代 2,145円(内消費税195円) テキスト代 2,145円(内消費税195円)	
6、定員	54名(定員になり次第受付を締め切ります。)			
7、受講手続き	所定の申込書に写真(3.5cm×2.5cm)を貼付し、受講料を添え、建設業労働災害防止協会各分会へ提出してください。 受付時に交付する受講証は講習日ごとに会場受付に提示してください。			
8、科目の免除 (詳しくは受付窓口でお尋ねください)	A	1 建設業法施工令に規定する建設機械施工技術検定に合格した者 2 道路交通法の大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有する者 3 フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習、車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習、車両系建設機械(解体用)運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者。	(学科) ①原動機に関する知識	

	B	1 移動式クレーン運転士免許を受けた者又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	(学科) ① 原動機に関する知識 ③高所作業車の運転に必要な一般的な事項に関する知識
9、修了証の交付	所定の科目を受講し、学科及び実技修了試験に合格したものに対し、高所作業車運転技能講習修了証を交付します。実技時印鑑を持参してください。		

- * 受講申込書の提出にあたり本人確認のため、自動車運転免許証、住民票(マイナンバー無記入のもの)のうち、いずれかの原本提示及びその写しを提出してください。旧姓及び通称名を希望される場合には、戸籍謄本の他、旧姓を併記した住民票、運転免許証等の提出をお願い致します
- * **受講申込時に納入された受講料・テキスト代は一切返還いたしません。**ただし、受講者の変更は講習初日前日(前営業日)の17時までで1回のみ認めます。事前に連絡のうえ、申込書を提出してください。
- * 外国籍の方は、受講申込み際に旅券又は在留カードの原本提示及びその写しを提出してください。
- * 科目免除に係る免許証・技能講習修了証については、受講申込の際に原本の提示及びその写しを提出して下さい。但し、受講申込の際に原本の提示が出来ない場合には講習日初日に必ず提示下さい。なお、いずれかの日に原本の提示が無い場合には修了証の交付が出来ません。
- * 講習時間については法律で定められており、時間が不足するといかなる理由があっても修了できません。遅刻しないようお願い致します。
- *

お申込み・問い合わせは最寄りの建災防各分会まで【適格請求書発行事業者登録番号 T5-0104-0500-1851】

高志分会	〒910-0853	福井市城東 4-12-21 福井地区建設業会内	TEL	0776-21-8094	FAX	0776-21-8094
南越分会	〒915-0831	越前市日野美 1丁目 2-13 丹南建設開発機構内	TEL	0778-42-8870	FAX	0778-42-8871
鯖江越前分会	〒916-0023	鯖江市西山町11-7 鯖江建設業会内	TEL	0778-51-4683	FAX	0778-51-7088
嶺南分会	〒914-0811	敦賀市中央町 2-5-55 敦賀建設業協会内	TEL	0770-22-0347	FAX	0770-22-0347
奥越分会	〒912-0031	大野市月美町 14-21 (一社)大野建設業会内	TEL	0779-66-3125	FAX	0779-65-5678

受講番号		<input type="checkbox"/> 会員	
------	--	-----------------------------	--

高所作業車運転技能講習受講申込書

〔開催日:令和 8年 5月28日～ 6月 5日〕会場: 福井

ふりがな		生年月日		証明写真1枚 貼付 半年以内に撮影 したもの	
氏名		S H	年 月 日 (満 歳)		
	旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望(○を付ける) 有 / 無				
	併記を希望する氏名又は通称()				
※外国籍の方は、受講申込みの際に旅券又は在留カードの原本提示及びその写しを提出してください。					
現住所	〒 _____				
連絡先	※講習当日までに連絡をとる場合がありますので、緊急に連絡がとれる電話番号をご記入ください。				
	事業場名 _____ <input type="checkbox"/> 会社 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他				
	所在地 〒 _____				
電話番号 () _____		FAX番号 () _____			
い ず れ か に い て く だ さ い	科目一部免除 「ご案内」をご確認のうえその資格があることを 証明する書類を添付してください。	<input type="checkbox"/> A	本人確認書類・資格証写し貼付欄		
		<input type="checkbox"/> B			

令和 年 月 日

福井労働局長登録教習機関 第51号
建設業労働災害防止協会 福井県支部長 殿
記載事項に虚偽等があった場合、法律に基づく処罰があっても異議申し立ては致しません。

申請者 (印)
(受講者本人)

【申込書記入にあたっての注意事項】

1. この申込書に記載する氏名、生年月日等の各項目は、法令で記入することが定められています。誤りのないよう正確に記入して下さい。(鉛筆書きは不可。修正液等での修正は不可。訂正の際は必ず訂正印を押してください。)
2. 本申込書にご記入いただいた個人情報は、技能講習を実施するために使用するものであり、受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。
3. 受講申込書の提出にあたり本人確認のため、自動車運転免許証、住民票(マイナンバー無記入のもの)のうち、いずれかの原本提示及びその写しを提出してください。
4. 「氏名」の欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無を○で囲むこと。併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入すること ※戸籍謄本の他、旧姓(通称)を併記した住民票、運転免許証等確認のできる書類の提出をお願い致します
5. **受講申込時に納入された受講料・テキスト代は一切返還いたしません。**ただし、受講者の変更は講習初日前日(前営業日)の17時までには1回のみ認めます。事前に連絡のうえ、申込書を提出してください。
6. 科目免除に係る免許証・合格証書・技能講習修了証等については、受講申し込みの際に原本提示及びその写しを提出してください。但し、受講申込みの際に原本の提示ができない場合には講習日初日に必ず提示ください。なお、いずれかの日に原本の提示が無い場合には修了証の交付ができません。
7. 講習時間については法律で定められており、時間が不足するといかなる理由があっても修了できません。遅刻しないようお願いします。

※この欄には記入しないこと

実施管理者	受付担当者	免除原本確認者	本人・外国籍原本確認者

